

別表第2（第9関係）

日常生活用具給付利用者負担基準額表

世帯階層区分		負担基準額 (同一月1件目) 円	加算基準額 (同一月2件目以降) 円
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	所得税非課税世帯	2,250	450
C2	市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)		
	市町村民税所得割課税世帯	2,900	580
D1	所得税課税世帯	3,450	690
D2	前年分所得税 4,800円以下		
	〃 4,801円～9,600円	3,800	760
D3	〃 9,601円～16,800円	4,250	850
D4	〃 16,801円～24,000円	4,700	940
D5	〃 24,001円～32,400円	5,500	1,100
D6	〃 32,401円～42,000円	6,250	1,250
D7	〃 42,001円～92,400円	8,100	1,620
D8	〃 92,401円～120,000円	9,350	1,870
D9	〃 120,001円～156,000円	11,550	2,310
D10	〃 156,001円～198,000円	13,750	2,750
D11	〃 198,001円～287,500円	17,850	3,570
D12	〃 287,501円～397,000円	22,000	4,400
D13	〃 397,001円～929,400円	26,150	5,230
D14	〃 929,401円～1,500,000円	40,350	8,070
D15	〃 1,500,001円～1,650,000円	42,500	8,500
D16	〃 1,650,001円～2,260,000円	51,450	10,290
D17	〃 2,260,001円～3,000,000円	61,250	12,250
D18	〃 3,000,001円～3,960,000円	71,900	14,380
D19	〃 3,960,001円～	全額	全額

備考

- 1 納入義務者に負担させるべき費用の額は、当該納入義務者の属する世帯の前年の所得税額等（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」に該当する場合は、これに準じ計算された所得税額等。以下同じ。）に応じて決定するものとする。
- 2 世帯の区分の認定については、給付決定者（障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。）が、市町村民税非課税であり、当該給付決定者と同一の世帯に属する者（当該給付決定者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）に該当しないときは、給付決定者と同一の世帯に属する者を、当該給付決定者と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとしてすることができる。
- 3 世帯の前年分(1月1日から6月30日)にあっては前々年分)所得税額が3,960,000円以下である場合において、当該申請に係る障害者が世帯主又は当該世帯における最多収入者であるときは、上表により算定した負担基準額に2分の1を乗じて得た額を負担基準額とする。
- 4 前項の規定により10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
同一个月内に同一世帯で2件以上の給付を行う場合には、2件目以降の負担基準額は上表の加算基準額とする。
- 6 負担基準額又は加算基準額が日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって負担基準額又は加算基準額とする。
- 7 負担基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。